



Minami-Alps  
Basic Environment Plan

南アルプス市

第2次

環境基本計画

【概要版】2021-2030



Minami-Alps City  
南アルプス市

# 1 環境基本計画について

## 1-1 計画の趣旨と見直しの背景

本市では、多様な環境問題への対応のため、2009年3月に「南アルプス市環境基本条例」を制定し、その環境基本条例の基本理念に基づき、2010年11月に「第1次南アルプス市環境基本計画」を策定しました。本計画の策定から市では、毎年環境基本計画の指標と進捗状況を管理してきました。その間には社会情勢も変化し、環境保全に関する意識や生活スタイルの変化が進み、再生可能エネルギーへの転換や節電、省エネルギーなど、より環境に配慮した持続可能な社会への転換が、今まで以上に求められるようになってきました。また、2015年3月に「第2次南アルプス市総合計画」を策定し、社会経済情勢の変化に対応しながら市民と将来像を共有し、「自然と共生する地域づくり」、「生活環境の保全」などの基本施策を定めることにより、環境にかかる方向性を示しています。

このような状況のなかで「第1次南アルプス市環境基本計画」の検証を踏まえ、内容を継承しつつ、他の環境政策との整合性を図ることを目的として、「第2次南アルプス市環境基本計画」を策定することとしました。

## 1-2 計画の対象

### ○対象とする地域の範囲

本計画の対象とする地域は、原則として本市全域とします。

ただし、河川の流域の問題など国、県及び周辺自治体との連携が必要な項目については、関係機関と協力し取り組みを進めます。

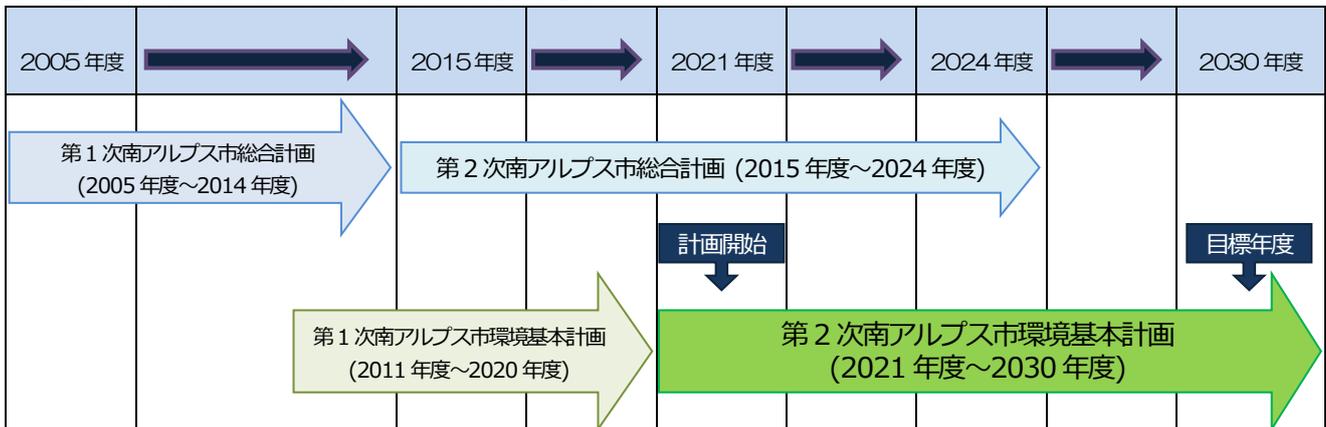
### ○対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、本市の特性を考慮し以下に示す項目とします。

| 環境の範囲 | 項目   |
|-------|--|
| 生活環境  | ○ 廃棄物、物質循環 等<br>○ 大気、水質、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、化学物質 等<br>○ 景観、身近な緑や水辺、歴史的・文化的遺産 等 |
| 自然環境  | ○ 森林、山岳、湖沼、河川、生物多様性 等  |
| 地球環境  | ○ 地球温暖化、オゾン層、エネルギー 等   |

## 1-3 計画の期間

本計画の期間は、2021年度～2030年度とします。



## 2 南アルプス市が目指すべき環境像について

### 2-1 目指す環境像

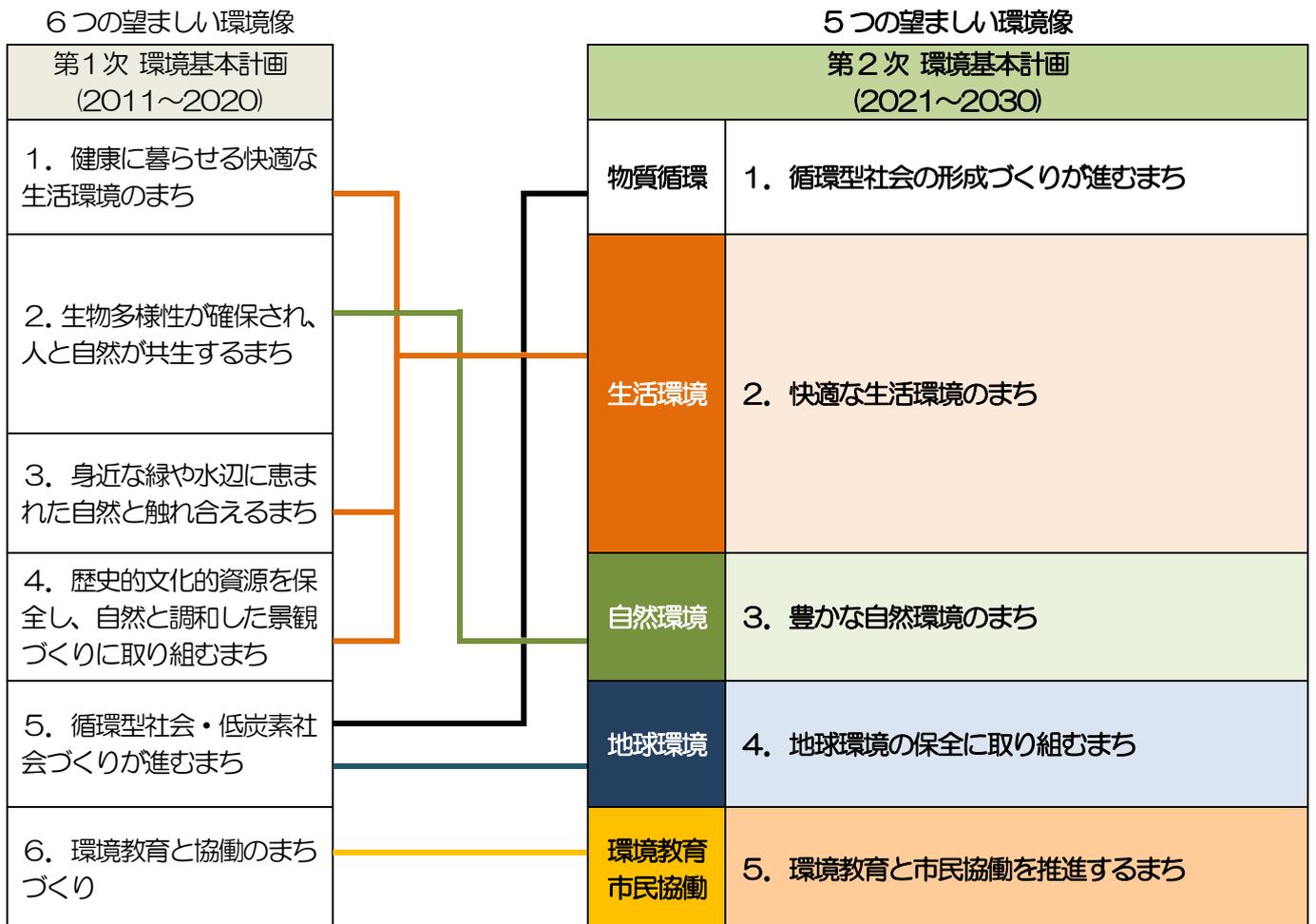
「南アルプス市環境基本条例」では、良好な環境の保全および創造について、基本理念を定めています。本計画はこの基本理念に基づき策定するものとし、その上で、本計画の上位計画である「第2次南アルプス市総合計画」で定める基本構想から、市のあるべき環境像を次のとおりとします。

自然と文化が調和した幸せ創造都市 南アルプス  
- 魅力ある地域資源を活かした 自立のまち -

### 2-2 望ましい環境像

「第1次南アルプス市環境基本計画」においては、6つの「望ましい環境像」を設定し、それぞれ個別の目標や施策を設定しました。本計画では、法律や上位計画の改訂状況、及び県の「第2次環境基本計画(中間見直し)」(2019年)と整合を図るとともに、市の現状と課題の変化等を考慮し、「物質循環」、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の分野において施策を展開します。

また、市民、事業者及び行政が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、活かし合いながら課題解決など共通の目的に向けて努力、連携していけるよう「環境教育と市民協働」も併せ、5つの分野で推進します。



## 2-3 施策の体系

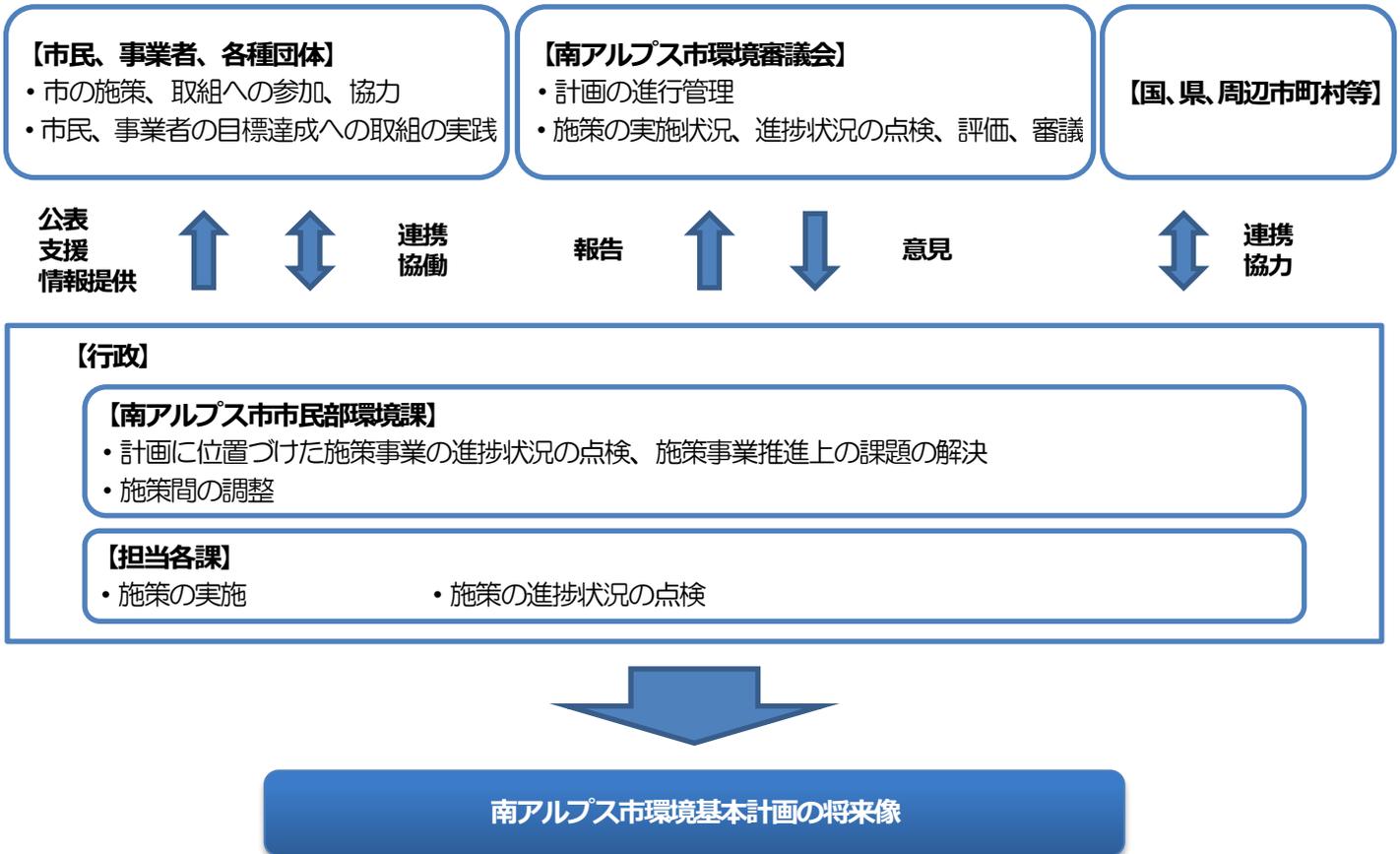
| 望ましい環境像             | 基本目標                     | 基本施策   |
|---------------------|--------------------------|--|
| 1. 循環型社会の形成づくりが進むまち | 1-1 循環型社会の形成を推進する        | 1-1-1 廃棄物の発生抑制<br>1-1-2 リユースの推進<br>1-1-3 リサイクルの推進<br>1-1-4 廃棄物の適正処理  |
| 2. 快適な生活環境のまち       | 2-1 清流を回復する              | 2-1-1 河川等への不法投棄の防止<br>2-1-2 生活排水対策の推進  |
|                     | 2-2 生活環境に影響を与える各種問題へ対応する | 2-2-1 環境の状況把握<br>2-2-2 公害の防止、生活環境に係る各種環境問題への対応   |
|                     | 2-3 環境美化活動を推進する          | 2-3-1 不法投棄の防止<br>2-3-2 清掃、美化活動の推進  |
|                     | 2-4 身近な緑を守る、増やす          | 2-4-1 街路や河川の緑化推進<br>2-4-2 公共施設や学校の緑化推進<br>2-4-3 住宅、工場、商店街の緑化推進<br>2-4-4 雑木林等の保全と活用<br>2-4-5 公園の整備、維持管理                                     |
|                     | 2-5 親しめる水辺をつくる           | 2-5-1 親水空間の整備、水と触れ合いの機会の創出   |
| 3. 豊かな自然環境のまち       | 3-1 貴重な自然環境を守る           | 3-1-1 貴重な動植物の保護、生物多様性の確保<br>3-1-2 山岳環境保全のための規制、普及啓発活動<br>3-1-3 南アルプスユネスコエコパーク事業の推進   |
|                     | 3-2 森林を守る、農の緑を守る         | 3-2-1 森林の公益的機能の保全、普及啓発<br>3-2-2 林業の支援、森林資源の適正な管理<br>3-2-3 優良農地の保全と遊休地の活用<br>3-2-4 農業の振興、担い手の育成   |
|                     | 3-3 自然と共生し、景観を守る         | 3-3-1 動植物の生息・生育環境の保全・維持活動<br>3-3-2 エコロジカルネットワークの形成<br>3-3-3 優れた眺望景観、里山環境、集落景観の保全、継承<br>3-3-4 歴史的・文化的資源の保全、活用                               |
| 4. 地球環境の保全に取り組むまち   | 4-1 低炭素社会づくりを推進する        | 4-1-1 公共施設への新エネルギーの率先導入<br>4-1-2 小水力、バイオマスエネルギーの利活用等の検討<br>4-1-3 省エネルギーの推進<br>4-1-4 新エネルギー、省エネルギー等の普及拡大、環境マネジメントシステム構築支援<br>4-1-5 交通のグリーン化 |
| 5. 環境教育と市民協働を推進するまち | 5-1 市民協働の取り組みを推進する       | 5-1-1 市民協働によるまちづくりの普及、推進<br>5-1-2 連携の輪づくり  |
|                     | 5-2 環境教育・学習を推進する         | 5-2-1 学校における環境教育の推進<br>5-2-2 環境情報・環境学習の機会の提供   |

本計画の施策の実施及び目標の達成には、市民・事業者、行政の連携・協力が必要となってきます。そのため、それぞれの立場から、望ましい環境像における環境配慮行動について示します。

| 望ましい環境像                            | 市民  | 事業者   | 行政  |
|------------------------------------|---|---|---|
| 1.循環型社会の形成づくりが進むまち                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>再生品、詰替え製品の購入を推進します。</li> <li>家庭生ごみの削減、減量化(生ごみのコンポスト化)に努めます。</li> <li>廃食油の回収を推進します。</li> <li>ごみの分別を徹底します。</li> <li>過剰包装を控え、マイバックを利用し、家庭ごみ全体の削減に努めます。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル製品の積極的な使用に努めます。</li> <li>環境負荷の少ない製品の開発、製造に努めます。</li> <li>ごみの分別を徹底し、リサイクル率の向上に貢献します。</li> <li>事業系廃棄物の削減に努めます。</li> <li>環境マネジメントシステムに基づく環境経営の実践に努めます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみの堆肥化を支援、推進します。</li> <li>グリーン購入を推進し、環境配慮型商品の使用や購入を啓発します。</li> <li>リユース及びリサイクルの重要性を啓発し、再利用の促進を図ります。</li> <li>一般廃棄物の収集運搬を適切に行います。</li> <li>ごみ分別排出の徹底について、周知及び啓発を図ります。</li> </ul>   |
| 2.快適な生活環境のまち                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川へのポイ捨て等ごみの投棄をしないようにします。</li> <li>河川清掃への参加に努めます。</li> <li>適切な家庭生活排水処理を実施します。</li> <li>家庭ごみ減量化、河川流出防止に努めます。</li> <li>下水道への加入又は合併浄化槽への切り替えを進めます。</li> <li>浄化槽の適正管理を行います。</li> <li>環境ボランティア活動、イベント、環境学習への積極的な参加に努めます。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業所排水、ばい煙、悪臭等発生施設の適切な管理を行います。</li> <li>近隣の生活環境に配慮した事業活動に努めます。</li> <li>環境ボランティア、イベント、環境学習会等への積極参加と支援に努めます。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄防止のため、監視パトロールの実施、広報での周知や環境教育を推進します。</li> <li>公共下水道を整備するとともに、合併浄化槽の設置を促進します。</li> <li>公害の防止、生活環境に係る各種環境問題へ対応します。</li> <li>街路や河川の緑化を推進します。</li> <li>市役所や文化施設、福祉施設、学校などの公共施設において緑化を推進します。</li> <li>市民が安全・安心に利用できるよう、公園の整備、維持管理をします。</li> <li>親水公園の整備、市民や観光客等が水に親しめる機会の創出を図ります。</li> </ul>         |
| 3.豊かな自然環境のまち                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>居住地の緑地の保全、花壇や生垣、緑のカーテンの設置に努めます。</li> <li>生物の生息場所の清掃活動、保全活動への参加に努めます。</li> <li>自然観察会、農業体験、各種イベント、環境学習などへの参加に努めます。</li> <li>ペットの適正管理に努めるとともに、特定外来生物に対しても「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の外来種被害予防三原則を徹底します。</li> <li>居住地及び居住地周辺の景観保全に努めます。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>緑地の保全、花壇や生垣、緑のカーテンの設置に努めます。</li> <li>生態系の保全に努めます。</li> <li>市民や市による生物の生息地保全活動、自然保護活動へ協力します。</li> <li>耕作放棄地の解消など、農地の有効活用を努めます。</li> <li>農業や肥料を適正に使用し、環境に配慮した農業へ取り組みます。</li> <li>生物多様性に配慮し、環境負荷の少ない製品の開発・製造をします。</li> <li>事業所及び周辺の景観保全に努めます。</li> <li>開発行為等の事業活動において環境への影響に配慮します。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な動植物の保護、生物多様性確保のためにパトロールや啓発活動を行います。</li> <li>山岳環境保全のために、マイカー規制やごみの収集活動を実施します。</li> <li>南アルプスユネスコエコパーク事業を推進します。</li> <li>森林の公益的機能の保全、啓発を行います。</li> <li>農業振興、担い手の育成に努めます。</li> <li>眺望景観、里山景観、集落景観の保全と継承に努めます。</li> <li>歴史、文化的資源の保全及び活用に努めます。</li> <li>耕作放棄地の解消など、農地の有効活用を推進します。</li> </ul>         |
| 4.地球環境の保全に取り組むまち(カーボンニュートラルを目指すまち) | <ul style="list-style-type: none"> <li>節電に努めます。</li> <li>ゴミを削減します。</li> <li>3R運動を徹底します。</li> <li>高効率機器等省エネルギー製品の購入に努めます。</li> <li>公共交通機関、自転車を積極的に利用します。</li> <li>マイバックの使用を徹底します。</li> <li>高断熱、高気密なエコハウス、ZEH(Net Zero Energy House)の導入を検討します。</li> <li>電気自動車等への計画的な切り替えを検討します。</li> <li>家庭でできるCO<sub>2</sub>削減を実践します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入に努めます。</li> <li>節電、節水、エコドライブ等、省エネルギー事業活動を推進します。</li> <li>市が目指す「カーボンニュートラル」実現に協力します。</li> <li>電気自動車への計画的な切り替えを検討します。</li> <li>環境マネジメントシステムに基づく環境経営の実践に努めます。</li> <li>高断熱、高気密なオフィスビルZEB(Net Zero Energy Building)の導入を検討します。</li> <li>ESCO(Energy Service Company)事業導入の検討等、事業所のできるCO<sub>2</sub>削減を実践します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミ削減のための周知・啓発をします。</li> <li>省エネルギー、新エネルギーの推進及び啓発をします。</li> <li>補助事業によるCO<sub>2</sub>排出削減の支援をします。</li> <li>公共施設でのCO<sub>2</sub>削減を進めます。</li> <li>森林の整備育成、材木利用を促進します。</li> <li>市各部門の整備計画や事業において、CO<sub>2</sub>排出削減の取り組みに努めます。</li> <li>設備投資や商品の開発、生産、運搬にあたって、新たな環境負荷が生じないか、総合的な見地で取り組みます。</li> </ul> |
| 5.環境教育と市民協働を推進するまち                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育・環境学習への参加に努めます。</li> <li>各種環境ボランティア、市民活動への参加に努めます。</li> <li>行政、事業者とのコミュニケーションと連携を積極的に図ります。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種環境ボランティア、市民・団体活動に協力します。</li> <li>環境負荷の少ない事業活動の推進、市民への公表に努めます。</li> <li>環境マネジメントシステムの導入促進(エコアクション21:環境省、ISO14001:国際規格等)に努めます。</li> <li>市民、行政とのコミュニケーションと連携を積極的に図ります。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育、自然体験教育の充実化を図ります。</li> <li>リサイクル活動を積極的に実施します。</li> <li>ペットボトルキャップ回収を促進します。</li> <li>持続発展教育(ESD)を推進します。</li> <li>環境情報及び学習の機会を提供します。</li> </ul>  |

## 4 推進体制

本計画を着実に推進し機能させるには、市民・事業者、行政が互いの役割を理解し、各主体が協働して取り組む体制の構築が必要です。以下に計画の推進体制を示します。



## 5 環境基本計画の基となる施策展開の考え方

SDGs（エスディーゼーズ）とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの持続可能な開発目標のことで、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

本計画の施策の方向性においてもSDGsを考慮し、持続可能な社会の実現のために努力します。

### 持続可能な開発目標（SDGs）

